



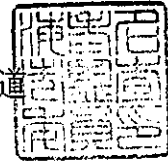
海老名市監査委員告示第 12 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、建設部の定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告する。

平成29年10月31日

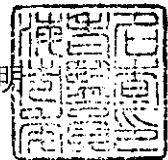
海老名市監査委員

三田 弘道



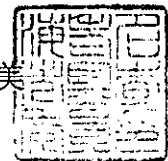
海老名市監査委員

雨宮 徳明



海老名市監査委員

倉橋 正美



## 定期監査結果報告書

### 1 監査の対象部課及び所掌事務

#### 【建設部】

#### (1) 道路管理課

道路、水路及び下水道用地に関する事。道路の認定、変更及び廃止に関する事。高規格道路対策に関する事。国県土木事業に関する事。地籍調査に関する事。部の庶務及び調整に関する事。部内の事務分掌の調整に関する事。寄附及び帰属道路用地等の登記に関する事。法定外公共物に関する事。道路用地の取得及び登記に関する事。不用物件に関する事。未登記及び未買収道路用地に関する事。土地開発公社との連絡調整に関する事。

#### (2) 道路維持課

道路維持管理業務に関する事。道路上における屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に基づく違反広告物の簡易除去に関する事。交通安全施設の設置及び管理に関する事。道路及び橋りょうの維持補修に関する事。道路及び橋りょうの災害復旧に関する事。

#### (3) 道路整備課

幹線道路及び生活道路の計画に関する事。幹線道路及び海老名駅周辺道路の整備に関する事。鉄道と道路の交差事業に関する事。特定道路及び生活道路の整備に関する事。橋りょうの新設及び改良に関する事。

#### (4) 下水道課

公共下水道の計画に関する事。公共下水道の使用料に関する事。公共下水道事業に係る受益者負担及び受益者分担に関する事。指定工事店及び責任技術者の登録に関する事。水洗便所の改造及び排水設備に関する事。相模川流域下水道に関する事。公共下水道の水質、除害施設及び維持管理に関する事。合併処理浄化槽に関する事。公共下水道の施工に関する事。公共下水道の災害復旧に関する事。

(所掌事務はいずれも監査基準日現在)

### 2 監査の対象範囲

監査の対象部課の所管に属する財務に関する事務

### 3 監査の対象期間

平成28年9月1日から平成29年8月31日まで

### 4 監査の方法

財務に関する事務が法令に基づき適正に行われているかを主眼として、対象期間における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

(1) 予算の執行・収入支出に関する事務

(2) 契約に関する事務

(3) 財産管理に関する事務

(4) 庶務に関する事務

(5) 補助金交付に関する事務

### 5 監査年月日

平成29年10月27日

6 監査の結果

監査対象部課における予算の執行・収入支出事務、契約事務、財産管理事務、庶務事務、補助金交付事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。